

序章 環境影響評価書の目的と経緯

序章 環境影響評価書の目的と経緯

序-1 環境影響評価書の目的

本書は、埼玉県環境影響評価条例(平成6年12月26日 埼玉県条例第61号)に基づき、令和7年8月22日付知事に提出した「川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業環境影響評価準備書」(以下「準備書」という。)の記載事項について、住民等の意見及び知事意見書の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき、「川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)として取りまとめたものである。

序-2 評価書作成までの経緯

評価書の作成までの経緯は、表-1 に示すとおりである。

表-1(1) 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書提出	令和3年5月14日	都市計画決定権者→知事
関係地域決定の通知	令和3年5月14日	知事→都市計画決定権者 関係地域:川島町、坂戸市、川越市及び東松山市
調査計画書公告・縦覧	令和3年5月21日～6月21日	公告 令和3年5月21日 縦覧 令和3年5月21日～6月21日 縦覧場所 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県西部環境管理事務所 埼玉県東松山環境管理事務所 川島町まち整備課 川越市環境政策課 東松山市環境政策課 坂戸市環境政策課
住民説明会	令和3年6月13日 令和3年6月14日	川島町 川越市、坂戸市、東松山市
住民等の意見の提出	令和3年5月21日～7月5日	意見書 3件
技術審議会第1回小委員会	令和3年7月1日	計画説明、質疑応答
技術審議会第2回小委員会	令和3年7月29日	
知事意見受理	令和3年8月17日	知事→都市計画決定権者
調査計画書記載事項変更に係る手続き等免除承認申請	令和7年7月3日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和7年7月28日	知事→都市計画決定権者
準備書の提出	令和7年8月22日	都市計画決定権者→知事
準備書公告・縦覧	令和7年9月5日～令和7年10月7日	公告 令和7年9月5日 縦覧 令和7年9月5日～10月7日 縦覧場所 埼玉県環境部環境政策課 埼玉県西部環境管理事務所 埼玉県東松山環境管理事務所 川島町まち整備課 川越市環境政策課 東松山市環境政策課 坂戸市環境政策課
住民説明会	令和7年9月26日 令和7年9月27日	川越市、東松山市、坂戸市 川島町

表-1(2) 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
住民等の意見の提出	令和7年9月5日～ 令和7年10月21日	意見書 1件
技術審議会第1回小委員会	令和7年9月5日	準備書の説明、質疑応答
技術審議会第2回小委員会	令和7年10月9日	都市計画決定権者の見解説明、 質疑応答
令和7年度第1回環境影響 評価庁内調整会議	令和7年11月5日	準備書の説明、質疑応答
令和7年度第1回埼玉県環 境影響評価技術審議会	令和7年11月17日	準備書の説明、質疑応答
公聴会の開催	令和7年11月25日 令和7年11月26日	公述の申出がなかったため全会場中止
知事意見受理	令和7年12月18日	知事→都市計画決定権者
準備書記載事項変更に係る 手続き等免除承認申請	令和8年2月16日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和8年3月5日	知事→都市計画決定権者

序-3 評価書作成の手順

評価書の作成にあたっては、「埼玉県環境影響評価条例」「埼玉県環境影響評価条例施行規則」及び「埼玉県環境影響評価技術指針」に基づき作成した。

具体的には、準備書に対する知事意見及び環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を十分に反映させるために準備書の記述内容について再検討するとともに、環境影響評価に係る記述の追加・修正を行った。追加・修正の理由及び内容は、表-2 及び表-3(1)～(4)に示すとおりである。

なお、本表は主要な修正の内容を示すものであり、誤字・脱字の訂正については記載していない。

表-2 修正理由

区分	内容
A	知事意見、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見あるいは指導事項に対応して追加・修正等を行った。
B	内容の充実またはわかりやすくするため、文章等の追加・修正等を行った。
C	その他

表-3(1) 環境影響評価準備書からの主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 都市計画対象事業の実施方法	2.6.3 造成計画 (1) 造成計画	各進出企業に対し、盛土による周辺地盤の影響を与えないことのない造成計画とするよう指導する旨を追記した。	A
	2.6.4 道路計画	計画地内における主要地方道鴻巣川島線の拡幅について追記した。	B
	2.6.6 処理施設計画 (3) 農業用水路	周辺集落への影響について追記した。	B
	2.6.9 公園及び緑化計画 (2) 緑化計画	「川島インターチェンジ南側地区地区計画」において定める予定の緑地率を追記した。	B
2.7 工事計画	2.7.5 工事中における環境保全対策	水質、動物、植物、生態系、温室効果ガス等について第10章に基づき、環境保全措置を修正及び追記した。	A
第3章 地域の概況 3.1 社会的状況	3.1.7 法令による指定及び規制等の状況 (3) 騒音、(4) 振動	「市街化調整区域」→「用途地域の定め(指定)のない地域」に修正した。	C
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.5 水質	10.5.2 予測 (5) 予測結果	計画地周辺の動植物へ影響がないよう工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止する目的で行う旨を追記した。	A
	10.5.3 評価 (2) 評価結果 ① 回避・低減の観点	計画地周辺の動植物へ影響がないよう工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止する目的で行う旨を追記した。	A
10.8 動物	10.8.1 調査 (2) 調査方法 ② 現地調査	参考とした周辺の他の環境影響評価図書名について追記した。	A
	(5) 調査結果 ② 現地調査 ア. 動物相の状況	参考とした周辺の他の環境影響評価図書との比較について追記した。	A
	10.8.2 予測 (6) 予測結果 ① 動物相の生息環境への影響の程度 ア. 哺乳類の生息環境への影響の程度	特定外来生物(アライグマ)について関係機関の行っている対策に協力して取り組んでいく旨を記載した。	A
	10.8.3 評価 (2) 評価結果 ① 回避・低減の観点	計画地周辺の動物へ影響がないよう計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う旨を記載した。	A

表-3(2) 環境影響評価準備書からの主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
10.9 植物	10.9.1 調査 (2) 調査方法 ② 現地調査 ア. 生育種及び植物相の特徴	参考とした周辺の他の環境影響評価図書名について追記した。	A
	(5) 調査結果 ② 現地調査 ア. 生育種及び植物相の特徴	参考とした周辺の他の環境影響評価図書との比較について追記した。	A
	10.9.3 評価 (2) 評価結果 ① 回避・低減の観点	計画地周辺の植物へ影響がないよう計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う旨を記載した。	A
10.10 生態系	10.10.3 評価 (2) 評価結果 ① 回避・低減の観点	計画地周辺の生態系へ影響がないよう計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う旨を記載した。	A
10.11 景観	10.11.2 予測 (6) 予測結果 ② 眺望景観	予測地点における眺望の変化について、予測地点別に整理し、修正した。	A
	10.11.3 評価 (2) 評価結果 ① 回避・低減の観点	環境保全措置の文言の修正、進出企業に対し、埼玉県景観計画における景観形成基準を遵守するよう指導する旨及び供用後の進出企業に対して周辺民家等の距離への配慮や地域景観の変化を踏まえ、可能な限り高さを抑えることや圧迫感を抑えることを検討するよう働きかけていく旨を追記した。	A
	② 基準、目標等との整合の観点	景観形成基準を遵守するよう指導する旨を記載した。	A
10.13 日照障害	10.13.2 予測 (1) 予測内容 ⑤ 予測条件	建築物の高さについて記載に誤りがあったため修正した。	C
	10.13.3 評価 (2) 評価結果 ① 回避・低減の観点	「川島インターチェンジ南側地区地区計画」の中で、建築物等の高さ及び壁面の位置の制限等について規定を定める旨及び供用後の進出企業に対して周辺民家等との距離への配慮を踏まえ、可能な限り高さを抑えることや圧迫感を抑えることを検討するよう働きかけていく旨を追記した。	B

表-3(3) 環境影響評価準備書からの主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
10.14 廃棄物等	10.14.1 予測 (1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響 ⑤ 予測条件	品目別・処理方法別排出割合について、最終処分量を考慮し、出典を変更した。	A
	⑥ 予測結果	上記修正に伴い、予測結果を修正した。	A
	(2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響 ⑤ 予測条件 ア. 産業廃棄物等の状況	業種を「鉄鋼業」から「製造業平均」に変更した。	A
	⑥ 予測結果 ア. 産業廃棄物等の状況	上記修正に伴い、予測結果を修正した。	A
	10.14.2 評価 (1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響 ② 評価結果 イ. 基準、目標等との整合の観点	予測結果の修正に伴い、評価結果を修正した。	A
	(2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響 ② 評価結果 イ. 基準、目標等との整合の観点	予測結果の修正に伴い、評価結果を修正した。	A
10.15 温室効果ガス等	10.15.2 評価 (1) 工事中における温室効果ガス等の影響 ② 評価結果 ア. 回避・低減の観点 (ア) 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガス等の影響	国の排出削減目標(NDC)等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう要請する旨を追記した。	A
	(2) 供用時における温室効果ガス等の影響 ② 評価結果 ア. 回避・低減の観点 (ア) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響	各進出企業に対し再生可能エネルギーの利用促進やグリーン電力購入等に努めるよう指導する旨を追記した。	A

表-3(4) 環境影響評価準備書からの主な追加・修正事項とその内容

項目	準備書の修正事項	修正内容	修正理由
第 11 章 環境保全のための措置 11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	11.1.2 環境保全のための措置 表 11.1-1 環境保全措置の検討結果及びその効果	水質、動物、植物、生態系、景観、日照阻害、温室効果ガス等について第 10 章の修正にあわせて、環境保全措置を修正した。	A
11.3 代償措置の実施計画	(2) 公園の配置の検討	公園及び湿地環境の維持管理について追記した。	A
	(4) 保全すべき動物、植物種の移設・移植	専門家等からの助言のもと移植を行う旨を記載した。	A
第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価	表 12-1 環境影響評価の概要	水質、動物、植物、生態系、景観、日照阻害、温室効果ガス等について第 10 章の修正にあわせて、環境保全措置を修正した。	A
第 13 章 事後調査の計画 13.2 調査方法等	(3) 植 物 ② 調査方法	植物の確認状況に応じて必要な対策を検討する旨を追記した。	A

序-4 準備書の変更

準備書の記載の変更に伴い、埼玉県環境影響評価条例(平成 6 年 12 月 26 日埼玉県条例第 61 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、「準備書記載事項変更に係る手続等免除申請書」及び「変更内容検討書」を埼玉県知事に提出し、埼玉県知事の承認を得た。

提出した「準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書」、「変更内容検討書」及び「埼玉県知事からの免除承認書」を以下に示す。

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和8年2月16日

埼玉県知事 大野 元裕 様

都市計画決定権者の名称 川島町

代表者 川島町長 藤間 隆

担当課所名 まち整備課

所在地 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1

担当者職・氏名 主査 品川 貴洋

電話番号 049-299-1763

準備書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業
行わない手続等	全部 一部()
申請理由	準備書に対する知事意見等を勘案・配慮し、環境影響評価の調査・予測・評価、環境保全のための措置等の内容を変更したため。

変更内容検討書

令和 8 年 2 月 16 日作成

1 都市計画対象事業の名称

川越都市計画事業(仮称)川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業

2 変更の内容

変更項目	変更内容		備考
	準備書の 内容	変更後の 内容	
第 2 章 都市計画対象事業の目的及び概要			
2.6.3 造成計画	別紙 1 参照	別紙 1 参照	準備書 p.12
2.6.4 道路計画	別紙 2 参照	別紙 2 参照	準備書 p.15
2.6.6 処理施設計画	別紙 3 参照	別紙 3 参照	準備書 p.19
2.6.9 公園及び緑化計画	別紙 4 参照	別紙 4 参照	準備書 p.24
2.7.5 工事中における環境保全対策	別紙 5 参照	別紙 5 参照	準備書 p.31～32
第 10 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果			
10.5 水質 10.5.2 予測	別紙 6 参照	別紙 6 参照	準備書 p.326
10.5 水質 10.5.3 評価	別紙 7 参照	別紙 7 参照	準備書 p.327
10.8 動物 10.8.1 調査	別紙 8 参照	別紙 8 参照	準備書 p.351、362
10.8 動物 10.8.2 予測	別紙 9 参照	別紙 9 参照	準備書 p.410
10.8 動物 10.8.3 評価	別紙 10 参照	別紙 10 参照	準備書 p.422
10.9 植物 10.9.1 調査	別紙 11 参照	別紙 11 参照	準備書 p.425、429
10.9 植物 10.9.3 評価	別紙 12 参照	別紙 12 参照	準備書 p.456
10.10 生態系 10.10.3 評価	別紙 13 参照	別紙 13 参照	準備書 p.485
10.11 景観 10.11.2 予測	別紙 14 参照	別紙 14 参照	準備書 p.524～525
10.11 景観 10.11.3 評価	別紙 15 参照	別紙 15 参照	準備書 p.541
10.13 日照障害 10.13.2 予測	別紙 16 参照	別紙 16 参照	準備書 p.558
10.13 日照障害 10.13.3 評価	別紙 17 参照	別紙 17 参照	準備書 p.564
10.14 廃棄物等 10.14.1 予測	別紙 18 参照	別紙 18 参照	準備書 p.567、569、571
10.14 廃棄物等 10.14.2 評価	別紙 19 参照	別紙 19 参照	準備書 p.574～575
10.15 温室効果ガス等 10.15.2 評価	別紙 20 参照	別紙 20 参照	準備書 p.592、594
第 11 章 環境保全のための措置			
11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	別紙 7、10、12、13、15、17、20 参照	別紙 7、10、12、13、15、17、20 参照	準備書 p.599～603
11.3 代償措置の実施計画	別紙 21 参照	別紙 21 参照	準備書 p.605
第 12 章 都市計画対象事業の実施による影響の総合的な評価	別紙 7、10、12、13、15、17、19、20 参照	別紙 7、10、12、13、15、17、19、20 参照	準備書 p.623、625～632
第 13 章 事後調査の計画			
13.2 調査方法等	別紙 22 参照	別紙 22 参照	準備書 p.639

3 変更の理由

準備書に対する知事意見等を勘案・配慮し、事業計画、環境影響評価の調査・予測・評価、環境保全のための措置、事後調査計画の内容を検討し直したため。

4 変更後の関係地域

変更なし。

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

変更なし。

6 変更後の調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

別紙 6～20 のとおり

7 変更後の環境の保全のための措置

「第 10 章 水質、動物、植物、生態系、景観、日照障害、温室効果ガス等」に記載した環境の保全のための措置の内容を反映した(別紙 7、10、12、13、15、17、20 参照とおり)。

8 変更後の対象事業の実施による影響の総合的な評価

「第 10 章 水質、動物、植物、生態系、景観、日照障害、廃棄物等、温室効果ガス等」に記載した評価結果及び環境の保全のための措置の内容を反映した(別紙 7、10、12、13、15、17、19、20 参照のとおり)。

9 変更後の事後調査の計画

別紙 22 のとおり

別紙 1 第 2 章 2.6.3 造成計画

【準備書の内容】

(1) 造成計画

本事業における造成計画は、図 2-5～6 に示すとおりである。

計画地は、主として水田であり、他に畑地等が点在する。また、計画地の中央を主要地方道鴻巣川島線が南北方向に走っている。

なお、計画地には住居は分布せず、建築物としては、下水道処理施設（埼玉県荒川右岸流域下水道川島北中継ポンプ場）が立地するのみである。

造成にあたっては、以下に示す点に留意していく。

- ・盛土量が最小限となるよう造成計画を検討する。なお、計画地内の工事等で発生した土については、計画地内の盛土に使用する。
- ・雨水排水が速やかに排除できるよう地形、道路勾配に注意を払う。
- ・各企業敷地からの雨水が無理なく処理されるように、排水路を設置する計画とする。
- ・計画地内の地質調査結果を踏まえて、地盤改良等を実施し不等沈下対策を行う。また、盛土により周辺地盤に影響を与えることのない造成計画とする。
- ・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、雨水抑制施設を 1 敷地 1 施設を基本に適切に配置する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 造成計画

本事業における造成計画は、図 2-5～6 に示すとおりである。

計画地は、主として水田であり、他に畑地等が点在する。また、計画地の中央を主要地方道鴻巣川島線が南北方向に走っている。

なお、計画地には住居は分布せず、建築物としては、下水道処理施設（埼玉県荒川右岸流域下水道川島北中継ポンプ場）が立地するのみである。

造成にあたっては、以下に示す点に留意していく。

- ・盛土量が最小限となるよう造成計画を検討する。なお、計画地内の工事等で発生した土については、計画地内の盛土に使用する。
- ・雨水排水が速やかに排除できるよう地形、道路勾配に注意を払う。
- ・各企業敷地からの雨水が無理なく処理されるように、排水路を設置する計画とする。
- ・土地区画整理事業における造成工事においては、計画地内の地質調査結果を踏まえて、地盤改良等を実施し不等沈下対策を行う。企業用地については、各進出企業において造成工事を行うため、今後各進出企業に対し、計画地内の地質調査結果を踏まえて、地盤改良等を実施し不等沈下対策を行い、また、盛土による周辺地盤に影響を与えることのない造成計画とするよう指導する。
- ・「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づき、雨水抑制施設を 1 敷地 1 施設を基本に適切に配置する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、各進出企業に対し、盛土による周辺地盤に影響を与えることのない造成計画とするよう指導する旨を追記した。

別紙 2 第 2 章 2.6.4 道路計画

【準備書の内容】

道路計画は図 2-7 に、区画道路及び都市計画道路の標準断面図は図 2-8(1)～(6)に示すとおりである。地区内の区画内道路として、区画道路(幅員(標準部)約 6.0 又は 10.0m)、幹線道路(幅員(標準部)約 12.0 又は 12.5m)を配置する計画である。なお、国道 254 号については歩道のみ本事業において整備する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

道路計画は図 2-7 に、区画道路及び都市計画道路の標準断面図は図 2-8(1)～(6)に示すとおりである。地区内の区画内道路として、区画道路(幅員(標準部)約 6.0 又は 10.0m)、幹線道路(幅員(標準部)約 12.0 又は 12.5m)を配置する計画である。なお、国道 254 号については歩道のみ本事業において整備する。

また、主要地方道鴻巣川島線については、計画地にかかる範囲について土地区画整理事業で拡幅及び歩道の整備等を行う。

【変更箇所】

準備書より事業内容の充実をはかるため、計画地内における主要地方道鴻巣川島線の拡幅について追記した。

別紙 3 第 2 章 2.6.6 処理施設計画

【準備書の内容】

(3) 農業用水路

計画地内の農業用水路については、新たに水路整備を行った上で農業用水路の付け替えを行い、計画地の上流域から流下する農業用水を下流の既存農業用水路に接続させる。

また、現在、水田に灌漑を行っており、地下に埋設されているパイプラインを基本としている。計画地内の灌漑排水は、切り直しを行う予定であり、下流に影響がないように計画している。計画地外の水田については、用水路、排水路が十分に設置してあり、雨水や耕作により湛水したものについては、排水する仕組みとなっているため、地下水への影響は極めて小さいと考える。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(3) 農業用水路

計画地内の農業用水路については、新たに水路整備を行った上で農業用水路の付け替えを行い、計画地の上流域から流下する農業用水を下流の既存農業用水路に接続させる。

また、現在、水田に灌漑を行っており、地下に埋設されているパイプラインを基本としている。計画地内の灌漑排水は、切り直しを行う予定であり、下流の農用地等に影響がないように計画している。なお、計画地外の水田については、用水路、排水路が十分に設置してあり、雨水や耕作により湛水したものについては、排水する仕組みとなっているため、本事業による農用地への影響や地下水涵養能の変化による周辺集落等の地下水への影響は小さいと考える。

【変更箇所】

準備書より事業内容の充実をはかるため、周辺集落への影響について追記した。

別紙 4 第 2 章 2.6.9 公園及び緑化計画

【準備書の内容】

(2) 緑化計画

緑化計画は、図 2-12 に示すとおりである。

潤いのあるまち並みが形成されるように、地区内では積極的に敷地内緑化を推進するとともに、環境負荷の低減及び周辺の住環境に配慮するため、緩衝緑地帯の整備を行う。

また、敷地面積 3,000 m²以上の進出企業には、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき敷地面積の 20%以上の緑地を確保するよう指導する。

《ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に定める緑化基準》

①対象地域

敷地面積 3,000 m²以上の建築行為（新築、改築、増築）で用途地域の定める地域

②緑化を要する面積

敷地面積 × (1 - 建ぺい率 (60%)) × 0.5 = 敷地面積 × 20%

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 緑化計画

緑化計画は、図 2-12 に示すとおりである。

潤いのあるまち並みが形成されるように、地区内では積極的に敷地内緑化を推進するとともに、環境負荷の低減及び周辺の住環境に配慮するため、緩衝緑地帯の整備を行う。

「川島インターチェンジ南側地区地区計画」において、建築物の緑化率の最低限度を 20% に定める予定である。

また、敷地面積 3,000 m²以上の進出企業には、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき敷地面積の 20%以上の緑地を確保するよう指導する。

《ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に定める緑化基準》

①対象地域

敷地面積 3,000 m²以上の建築行為（新築、改築、増築）で用途地域の定める地域

②緑化を要する面積

敷地面積 × (1 - 建ぺい率 (60%)) × 0.5 = 敷地面積 × 20%

【変更箇所】

準備書より事業内容の充実をはかるため、「川島インターチェンジ南側地区地区計画」において定める予定の緑化率を追記した。

別紙 5 第 2 章 2.7.5 工事中における環境保全対策

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(4) 水 質

- ・ 造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・ 計画地外への土砂の流出を防止するため、必要に応じて下流部に仮土堤、あるいは板柵等を設置する。
- ・ 濁水については、仮設水路にて仮沈砂池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。また、必要に応じて pH 調整を行う。
- ・ 施工中の盛土表面を締固めし、降雨による滞水や浸食等の影響の低減に努める。
- ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。
- ・ 造成等の工事による濁水等に係る浮遊物質量、水素イオン濃度について、十分な監視を行い、必要に応じて追加の措置を講ずる。

(6) 生物(動物、植物、生態系)

- ・ 造成工事については、段階的に施工するようにし、水路等についても切り回し等を行い、できる限り動物の移動が行われるように計画する。
- ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。
- ・ 計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音を低減する。
- ・ 工事用車両の運転者には運転時に動物への配慮を行うよう指導をする。
- ・ 工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。
- ・ 改変区域内に生育する保全すべき植物種については、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定したうえで、公園の一部に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。

(9) 温室効果ガス等

① 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 建設機械のアイドルストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(4)水 質

- ・ 公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の動植物の生息や生育、生態系への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・ 計画地外への土砂の流出を防止するため、必要に応じて下流部に仮土堤、あるいは板柵等を設置する。
- ・ 濁水については、仮設水路にて仮沈砂池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。また、必要に応じて pH 調整を行う。
- ・ 施工中の盛土表面を締固めし、降雨による滞水や浸食等の影響の低減に努める。
- ・ コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。
- ・ 造成等の工事による濁水等に係る浮遊物質量、水素イオン濃度について、十分な監視を行い、必要に応じて追加の措置を講ずる。

(6)生物(動物、植物、生態系)

- ・ 造成工事については、段階的に施工するようにし、水路等についても切り回し等を行い、できる限り動物の移動が行われるように計画する。
- ・ 建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。
- ・ 計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音を低減する。
- ・ 工事用車両の運転者には運転時に動物への配慮を行うよう指導をする。
- ・ 公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の動植物の生息や生育、生態系への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・ 工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。
- ・ 改変区域内に生育する保全すべき植物種については、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定したうえで、公園の一部に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。

(9)温室効果ガス等

① 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガスの影響

- ・ 建設機械のアイドルストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 工事中は、国の排出削減目標(NDC)や、埼玉県のカーボンニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう要請する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、工事中における環境保全のための措置について修正及び追記した。

別紙 6 第 10 章 10.5 水質 10.5.2 予 測

【準備書の内容】

(5) 予測結果

盛土等の工事による濁水の発生及びアルカリ排水の発生が考えられる。しかし、工事にあたっては、以下に示す濁水及びアルカリ排水防止対策を講ずる。

- ・造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・計画地外への土砂の流出を防止するため、必要に応じて下流部に仮土堤、あるいは板柵等を設置する。
- ・濁水については、仮設水路にて仮沈砂池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。また、必要に応じて pH 調整を行う。
- ・施工中の盛土表面を締固めし、降雨による滞水や浸食等の影響の低減に努める。
- ・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。
- ・造成等の工事による濁水等に係る浮遊物質量、水素イオン濃度について、十分な監視を行い、必要に応じて追加の措置を講ずる。

上記の対策により放流先水路への濁水流出及びアルカリ排水の流出を極力低減できると予測する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(5) 予測結果

盛土等の工事による濁水の発生及びアルカリ排水の発生が考えられる。しかし、工事にあたっては、以下に示す濁水及びアルカリ排水防止対策を講ずる。

- ・公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の動植物の生息や生育、生態系への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・計画地外への土砂の流出を防止するため、必要に応じて下流部に仮土堤、あるいは板柵等を設置する。
- ・濁水については、仮設水路にて仮沈砂池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。また、必要に応じて pH 調整を行う。
- ・施工中の盛土表面を締固めし、降雨による滞水や浸食等の影響の低減に努める。
- ・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。
- ・造成等の工事による濁水等に係る浮遊物質量、水素イオン濃度について、十分な監視を行い、必要に応じて追加の措置を講ずる。

上記の対策により放流先水路への濁水流出及びアルカリ排水の流出を極力低減できると予測する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、計画地周辺の動植物へ影響がないよう工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止する目的で行う旨を追記した。

別紙 7 第 10 章 10.5 水質 10.5.3 評価

【準備書の内容】

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

造成等の工事中にあたっては、以下の措置を講じることで、水質への影響の回避・低減に努める。

- ・造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事をを行う。
- ・計画地外への土砂の流出を防止するため、必要に応じて下流部に仮土堤、あるいは板柵等を設置する。
- ・濁水については、仮設水路にて仮沈砂池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。また、必要に応じて pH 調整を行う。
- ・施工中の盛土表面を締固めし、降雨による滞水や浸食等の影響の低減に努める。
- ・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。
- ・造成等の工事による濁水等に係る浮遊物質量、水素イオン濃度について、十分な監視を行い、必要に応じて追加の措置を講ずる。

したがって、本事業の実施に伴う水質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると考える。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

造成等の工事中にあたっては、以下の措置を講じることで、水質への影響の回避・低減に努める。

- ・公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の動植物の生息や生育、生態系への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・計画地外への土砂の流出を防止するため、必要に応じて下流部に仮土堤、あるいは板柵等を設置する。
- ・濁水については、仮設水路にて仮沈砂池等に導き、濁水を一旦貯留し、土粒子を十分に沈殿させた後、上澄み水を計画地外に放流する。また、必要に応じて pH 調整を行う。
- ・施工中の盛土表面を締固めし、降雨による滞水や浸食等の影響の低減に努める。
- ・コンクリート製品はできる限り二次製品を使用し、現場でのコンクリート打設を抑える。
- ・造成等の工事による濁水等に係る浮遊物質量、水素イオン濃度について、十分な監視を行い、必要に応じて追加の措置を講ずる。

したがって、本事業の実施に伴う水質への影響は、実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られていると考える。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、計画地周辺の動植物へ影響がないよう工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止する目的で行う旨を追記した。

別紙 8 第 10 章 10.8 動物 10.8.1 調査

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 調査方法

② 現地調査

動物相の状況(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物)、保全すべき種の状況について、現地調査を実施した。

(5) 調査結果

② 現地調査

ア. 動物相の状況

現地調査により計画地及びその周辺で確認した動物種の分類群別目数、科数、種数は表 10.8.1-2 に示すとおりである。

計画地が位置する川島町は、台地や丘陵に囲まれた荒川流域の低地に位置し、四方を河川に囲まれた輪中(わじゅう)となっている。計画地周辺は荒川以西に位置する低地帯となっており、低地帯では農耕地化や市街地化が進んでおり、自然環境としては寺社や台地斜面に残された樹林と、荒川をはじめとした水辺環境が挙げられる。計画地内の基盤環境は、ほぼ全域が水田耕作地であり、一部に畑や耕作放棄地を成立要因とした多年生草本群落が見られる。周辺地域の環境は、計画地内の東側から南側には計画地内と同様な環境であり水田や畑耕作地が存在する。一方、計画地外の北側から西側は、圏央道、住宅や商業施設が比較的広い面積を占め、計画地内よりも人工的な環境が多く、一年生草本群落、多年生草本群落、植栽樹群等の緑地が隣接して成立している。

計画地及び周辺で確認された動物相の主な構成種は、関東地方の平野部から丘陵地帯にかけて普通に生息する種であり、水田、畑耕作地、水路等で広く確認された。

各分類群の概要は、哺乳類については、耕作地や草地に多く、市街地にも見られるネズミ類やモグラ類、広範に移動利用していると考えられるタヌキ、キツネ等の中型の哺乳類が確認された。

鳥類については、水田や水路の存在を反映してサギ類等の水鳥類、ヒバリ、ムクドリ、スズメ等の農耕地畑や草地に見られる種が主に確認された。

爬虫類・両生類は、水田、耕作地の環境を反映してカエル類、ニホンカナヘビ等が確認された。

昆虫類は、確認種の大半はバッタ類、カメムシ類等の草地性の種や、水域と結びつきのあるトンボ類、ゲンゴロウ類等の種が多く確認された。

魚類・底生動物については、一般に低地の止水域や水路、河川中下流域を生息域の本拠とする種が主体であった。また、農業用水路では秋から冬にかけて減水するため、魚類の生息は水が残った一部の箇所に限られていた。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 調査方法

② 現地調査

動物相の状況(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物)、保全すべき種の状況について、現地調査を実施した。

現地調査にあたっては、計画地北側の「川島インターチェンジ北側土地区画整理事業」における動物の調査結果も参考とした。

(5) 調査結果

② 現地調査

ア. 動物相の状況

現地調査により計画地及びその周辺で確認した動物種の分類群別目数、科数、種数は表10.8.1-2に示すとおりである。

計画地が位置する川島町は、台地や丘陵に囲まれた荒川流域の低地に位置し、四方を河川に囲まれた輪中(わじゅう)となっている。計画地周辺は荒川以西に位置する低地帯となっており、低地帯では農耕地化や市街地化が進んでおり、自然環境としては寺社や台地斜面に残された樹林と、荒川をはじめとした水辺環境が挙げられる。計画地内の基盤環境は、ほぼ全域が水田耕作地であり、一部に畑や耕作放棄地を成立要因とした多年生草本群落が見られる。周辺地域の環境は、計画地内の東側から南側には計画地内と同様な環境であり水田や畑耕作地が存在する。一方、計画地外の北側から西側は、圏央道、住宅や商業施設が比較的広い面積を占め、計画地内よりも人工的な環境が多く、一年生草本群落、多年生草本群落、植栽樹群等の緑地が隣接して成立している。

計画地及び周辺で確認された動物相の主な構成種は、参考とした「川島インターチェンジ北側土地区画整理事業」の動物調査結果と同様に水田耕作地等で一般的に確認されるものであった。また、関東地方の平野部から丘陵地帯にかけて普通に生息する種であり、水田、畑耕作地、水路等で広く確認された。

各分類群の概要は、哺乳類については、耕作地や草地に多く、市街地にも見られるネズミ類やモグラ類、広範に移動利用していると考えられるタヌキ、キツネ等の中型の哺乳類が確認された。

鳥類については、水田や水路の存在を反映してサギ類等の水鳥類、ヒバリ、ムクドリ、スズメ等の農耕地畑や草地に見られる種が主に確認された。

爬虫類・両生類は、水田、耕作地の環境を反映してカエル類、ニホンカナヘビ等が確認された。

昆虫類は、確認種の大半はバッタ類、カメムシ類等の草地性の種や、水域と結びつきのあたるトンボ類、ゲンゴロウ類等の種が多く確認された。

魚類・底生動物については、一般に低地の止水域や水路、河川中下流域を生息域の本拠とする種が主体であった。また、農業用水路では秋から冬にかけて減水するため、魚類の生息は水が残った一部の箇所に限られていた。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、参考とした周辺の他の環境影響評価図書名及び結果の比較について追記した。

別紙 9 第 10 章 10.8 動物 10.8.2 予 測

【準備書の内容】

(6) 予測結果

① 動物相の生息環境への影響の程度

ア. 哺乳類の生息環境への影響の程度

工事中については、各種工事に伴う計画地内の生息環境の消失、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の発生により、計画地内及び近傍を利用している移動能力の高い種については、行動域の変化がおきることが考えられる。ヒナコウモリ科、タヌキ、キツネ、ニホンイタチは、計画地内を生活の場の一部として利用していた個体の行動域が変化し、周辺に移動し、そこでの生息密度の上昇や先住個体との競合等が起こることが考えられる。しかし、これらの種は移動能力が高いことから、分散は速やかに行われ、順次安定した状態に移行していくものと予測する。また、計画地内を移動経路として利用している種についても、工事開始後は移動経路が周辺地域へと変化していくものと考えられる。

アズマモグラ、ジネズミ等の移動能力の低い小型哺乳類等については、工事による直接的な影響を受け、種数及び個体数の消滅が考えられる。しかし、これらの種は一般的に広く生息している種であることから、調査地域の種組成への著しい影響はないものと予測する。

供用時については、計画地内東側の農耕地に沿った区域に公園を2箇所配置し、企業用地の周囲に緩衝緑地帯を設け緑化することにより、周辺環境との連続性を確保し、動物の移動経路となるよう配慮すること、計画地を囲むように緩衝緑地帯を整備することにより、公園間や計画地周囲のみどりとのネットワークを構築することで、周辺地域から哺乳類が計画地内に移動し利用回復することが期待できるものと予測する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(6) 予測結果

① 動物相の生息環境への影響の程度

ア. 哺乳類の生息環境への影響の程度

工事中については、各種工事に伴う計画地内の生息環境の消失、建設機械の稼働に伴う騒音・振動の発生により、計画地内及び近傍を利用している移動能力の高い種については、行動域の変化がおきることが考えられる。ヒナコウモリ科、タヌキ、キツネ、ニホンイタチは、計画地内を生活の場の一部として利用していた個体の行動域が変化し、周辺に移動し、そこでの生息密度の上昇や先住個体との競合等が起こることが考えられる。しかし、これらの種は移動能力が高いことから、分散は速やかに行われ、順次安定した状態に移行していくものと予測する。また、計画地内を移動経路として利用している種についても、工事開始後は移動経路が周辺地域へと変化していくものと考えられる。

なお、現地調査で確認された特定外来生物のアライグマは、周辺への分散移動により移動先の動植物への影響や、農作物、住民の生活環境への影響が生じることがあるため、関係機関の行っている対策に協力して取り組んでいく。

アズマモグラ、ジネズミ等の移動能力の低い小型哺乳類等については、工事による直接的な影響を受け、種数及び個体数の消滅が考えられる。しかし、これらの種は一般的に広く生息している種であることから、調査地域の種組成への著しい影響はないものと予測する。

供用時については、計画地内東側の農耕地に沿った区域に公園を2箇所配置し、企業用地の周囲に緩衝緑地帯を設け緑化することにより、周辺環境との連続性を確保し、動物の移動経路となるよう配慮すること、計画地を囲むように緩衝緑地帯を整備することにより、公園間や計画地周囲のみどりとのネットワークを構築することで、周辺地域から哺乳類が計画地内に移動し利用回復することが期待できるものと予測する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、特定外来生物(アライグマ)について関係機関の行っている対策に協力して取り組んでいく旨を記載した。

別紙 10 第 10 章 10.8 動物 10.8.3 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

- ・造成工事については、段階的に施工するようにし、水路等についても切り回し等を行い、できる限り動物の移動が行われるように計画する。
- ・建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。
- ・計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音を低減する。
- ・工事用車両の運転者には運転時に動物への配慮を行うよう指導する。
- ・工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。
- ・計画地東側の農耕地に沿った区域に公園を2箇所配置し、企業用地の周囲に緩衝緑地帯を設け緑化することにより、周辺環境との連続性を確保し、動物の移動経路となるよう配慮する。
- ・植栽に使用する樹種には、現存植生を考慮した樹種を可能な限り選定し、中木、低木を織り交ぜて植栽する。
- ・公園については、一部に湿地環境を整備し、湿地の周囲については中低木による植栽を施し、新たな動植物の生息・生育環境となるよう整備する。
- ・供用時の照明は、上方面や側面への照射を極力減らす等の措置を施す。
- ・事業場の雨水排水は地下調整池に貯留し雨水幹線に排水、汚水排水は公共下水道放流とし周辺の水路、河川への放流は行わない。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

- ・造成工事については、段階的に施工するようにし、水路等についても切り回し等を行い、できる限り動物の移動が行われるように計画する。
- ・建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。
- ・計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音を低減する。
- ・工事用車両の運転者には運転時に動物への配慮を行うよう指導する。
- ・公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の動物の生息への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。
- ・計画地東側の農耕地に沿った区域に公園を2箇所配置し、企業用地の周囲に緩衝緑地帯を設け緑化することにより、周辺環境との連続性を確保し、動物の移動経路となるよう配慮する。
- ・植栽に使用する樹種には、現存植生を考慮した樹種を可能な限り選定し、中木、低木を織り交ぜて植栽する。
- ・公園については、一部に湿地環境を整備し、湿地の周囲については中低木による植栽を施し、新たな動植物の生息・生育環境となるよう整備する。
- ・供用時の照明は、上方面や側面への照射を極力減らす等の措置を施す。
- ・事業場の雨水排水は地下調整池に貯留し雨水幹線に排水、汚水排水は公共下水道放流とし周辺の水路、河川への放流は行わない。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、計画地周辺の動物へ影響がないよう計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う旨を記載した。

別紙 11 第 10 章 10.9 植物 10.9.1 調査

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 調査方法

② 現地調査

ア. 生育種及び植物相の特徴

調査範囲を任意に踏査し、直接観察により確認された植物種(シダ植物以上の高等植物)の種名を記録した。現地において種名の同定が困難なものに関しては、必要に応じて標本を持ち帰り、室内で詳細な同定を行った。また、保全すべき種が確認された場合は、確認位置、個体数を記録し、写真撮影を行った。

(5) 調査結果

② 現地調査

ア. 生育種及び植物相の特徴

調査地域は荒川低地の越辺川左岸側に位置し、一帯は古くから水田耕作地として利用されてきた場所である。圏央道及び国道 254 号が通り、周辺では住宅地や商業施設としての土地利用が増加した現在も、まとまった水田地帯が残る地域である。

調査地域の環境は多くを水田が占める他、一部に畑、一年生草本群落、多年生草本群落が散在する。調査範囲内の幹線水路の多くはコンクリート構造であるが、水田間の細い水路は、一部に単子葉草本群落が成立する農業用水路もみられる。これらの環境を反映し確認された植物は、水田や畦・路傍の草本類、水路内の水生植物といった草本類が中心の種であった。

水田周辺でヒメズワラビ、ヒメミソハギ、キカシグサ、ミズマツバ、チョウジタデ、コイヌガラシ、タネツケバナなどの水田・畦雑草が見られた。また農業用水路ではエビモ、ヤナギモ、オオカナダモといった水生植物が繁茂する箇所もみられた。この他、メヒシバ、エノコログサ等の路傍雑草、セイバンモロコシ、メマツヨイグサ等の帰化植物もみられた。

また、川島インターチェンジ付近にはコナラ、ケヤキ等の植栽樹がみられた他、クヌギ等の落葉広葉樹やヌルデやアカメガシワといった先駆性低木も確認された。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 調査方法

② 現地調査

ア. 生育種及び植物相の特徴

調査範囲を任意に踏査し、直接観察により確認された植物種(シダ植物以上の高等植物)の種名を記録した。現地において種名の同定が困難なものに関しては、必要に応じて標本を持ち帰り、室内で詳細な同定を行った。また、保全すべき種が確認された場合は、確認位置、個体数を記録し、写真撮影を行った。

現地調査にあたっては、計画地北側の「川島インターチェンジ北側土地区画整理事業」における植物の調査結果も参考とした。

(5) 調査結果

② 現地調査

ア. 生育種及び植物相の特徴

調査地域は荒川低地の越辺川左岸側に位置し、一帯は古くから水田耕作地として利用されてきた場所である。圏央道及び国道 254 号が通り、周辺では住宅地や商業施設としての土地利用が増加した現在も、まとまった水田地帯が残る地域である。

調査地域の環境は多くを水田が占める他、一部に畑、一年生草本群落、多年生草本群落が散在する。調査範囲内の幹線水路の多くはコンクリート構造であるが、水田間の細い水路は、一部に単子葉草本群落が成立する農業用水路もみられる。これらの環境を反映し確認された植物は、参考とした「川島インターチェンジ北側土地区画整理事業」の植物調査結果と同様に水田耕作地等で一般的に確認されるものであった。また、水田や畦・路傍の草本類、水路内の水生植物といった草本類が中心の種であった。

水田周辺でヒメズワラビ、ヒメミソハギ、キカシグサ、ミズマツバ、チョウジタデ、コイヌガラシ、タネツケバナなどの水田・畦雑草が見られた。また農業用水路ではエビモ、ヤナギモ、オオカナダモといった水生植物が繁茂する箇所もみられた。この他、メヒシバ、エノコログサ等の路傍雑草、セイバンモロコシ、メマツヨイグサ等の帰化植物もみられた。

また、川島インターチェンジ付近にはコナラ、ケヤキ等の植栽樹がみられた他、クヌギ等の落葉広葉樹やヌルデやアカメガシワといった先駆性低木も確認された。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえて、参考とした周辺の他の環境影響評価図書名及び結果の比較について追記した。

別紙 12 第 10 章 10.9 植物 10.9.3 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

- ・ 工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。
- ・ 計画地東側の農耕地に沿った区域に公園を 2 箇所配置し、企業用地の周囲に緩衝緑地帯を設け緑化することにより、周辺環境との連続性を確保する。
- ・ 植栽に使用する樹種には、現存植生を考慮した樹種を可能な限り選定し、中木、低木を織り交ぜて植栽する。
- ・ 公園については、一部に湿地環境を整備し、湿地の周囲については中低木による植栽を施し、新たな動植物の生息・生育環境となるよう整備する。
- ・ 改変区域内に生育する保全すべき植物種については、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定したうえで、公園の一部に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。
- ・ 供用時の照明は、植栽等の側面への照射を極力減らし植物の生育阻害の防止に努める。
- ・ 事業場の雨水排水は地下調整池に貯留し雨水幹線に排水、汚水排水は公共下水道放流とし周辺の水路、河川への放流は行わない。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

- ・ 公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の植物の生育への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・ 工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。
- ・ 計画地東側の農耕地に沿った区域に公園を 2 箇所配置し、企業用地の周囲に緩衝緑地帯を設け緑化することにより、周辺環境との連続性を確保する。
- ・ 植栽に使用する樹種には、現存植生を考慮した樹種を可能な限り選定し、中木、低木を織り交ぜて植栽する。
- ・ 公園については、一部に湿地環境を整備し、湿地の周囲については中低木による植栽を施し、新たな動植物の生息・生育環境となるよう整備する。
- ・ 改変区域内に生育する保全すべき植物種については、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定したうえで、公園の一部に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。
- ・ 供用時の照明は、植栽等の側面への照射を極力減らし植物の生育阻害の防止に努める。
- ・ 事業場の雨水排水は地下調整池に貯留し雨水幹線に排水、汚水排水は公共下水道放流とし周辺の水路、河川への放流は行わない。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、計画地周辺の植物へ影響がないよう計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う旨を記載した。

別紙 13 第 10 章 10.10 生態系 10.10.3 評価

【準備書の内容】

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

- ・造成工事については、段階的に施工するようにし、水路等についても切り回し等を行い、できる限り動物の移動が行われるように計画する。
- ・建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。
- ・計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音を低減する。
- ・工事用車両の運転者には運転時に動物への配慮を行うよう指導する。
- ・工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。
- ・計画地東側の農耕地に沿った区域に公園を2箇所配置し、企業用地の周囲に緩衝緑地帯を設け緑化することにより、周辺環境との連続性を確保し、動物の移動経路となるよう配慮する。
- ・植栽に使用する樹種には、現存植生を考慮した樹種を可能な限り選定し、中木、低木を織り交ぜて植栽する。
- ・公園については、一部に湿地環境を整備し、湿地の周囲については中低木による植栽を施し、新たな動植物の生息・生育環境となるよう整備する。
- ・改変区域内に生育する保全すべき植物種については、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定したうえで、公園の一部に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。
- ・供用時の照明は、動物の生息に配慮し上方面や側面への照射を極力減らす等の措置を施すとともに、植栽等の側面への照射を極力減らし植物の生育阻害の防止に努める。
- ・事業場の雨水排水は地下調整池に貯留し雨水幹線に排水、汚水排水は公共下水道放流とし周辺の水路、河川への放流は行わない。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

- ・造成工事については、段階的に施工するようにし、水路等についても切り回し等を行い、できる限り動物の移動が行われるように計画する。
- ・建設機械は、低騒音型の建設機械の使用に努める。また、突発音の発生をできる限り抑える。
- ・計画地内を走行する工事関係等の車両には徐行運転を義務付け、騒音を低減する。
- ・工事用車両の運転者には運転時に動物への配慮を行うよう指導する。
- ・公共用水域の水質への影響及び計画地周辺の生態系への影響を考慮し、工事中の雨水流出の調整、土砂及び濁水の流出を防止するため、造成工事にあたっては、計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う。
- ・工事中の濁水等については、仮沈砂池を設け、濁水を沈殿させた後に上澄み水を計画地外へ放流する。
- ・計画地東側の農耕地に沿った区域に公園を2箇所配置し、企業用地の周囲に緩衝緑地帯を設け緑化することにより、周辺環境との連続性を確保し、動物の移動経路となるよう配慮する。
- ・植栽に使用する樹種には、現存植生を考慮した樹種を可能な限り選定し、中木、低木を織り交ぜて植栽する。
- ・公園については、一部に湿地環境を整備し、湿地の周囲については中低木による植栽を施し、新たな動植物の生息・生育環境となるよう整備する。
- ・改変区域内に生育する保全すべき植物種については、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定したうえで、公園の一部に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。
- ・供用時の照明は、動物の生息に配慮し上方面や側面への照射を極力減らす等の措置を施すとともに、植栽等の側面への照射を極力減らし植物の生育阻害の防止に努める。
- ・事業場の雨水排水は地下調整池に貯留し雨水幹線に排水、汚水排水は公共下水道放流とし周辺の水路、河川への放流は行わない。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、計画地周辺の生態系へ影響がないよう計画地の仮排水路の整備と同時期に、仮沈砂池等の防災施設工事を行う旨を記載した。

別紙 14 10.11 景観 10.11.2 予 測

【準備書の内容】

表 10.11.2-1(1) 主要な眺望景観の変化の程度

No.	調査地点	眺望の変化
1	川島町役場防災展望室	<p>供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現するが、視野に占める割合は小さく、スカイラインへの影響や周辺の山々及び富士山の眺望状況の変化はなく、本地点における眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p> <p>また、各進出企業に対して、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p>
2	平沼付近水田①	<p>供用時には、計画地に最も近い東側約 105mの平沼付近水田①及び東側約 340mの平沼付近水田②からについては、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し富士山をはじめとした山々が眺望できなくなるが、計画地東側約 256～635mの平沼付近水田④～⑤からについては、供用前と同様に富士山を眺望でき(③については 1/3 程度)、周辺の山々についても計画建物の背後等に眺望できる。</p> <p>従って、平沼付近水田地域としては、一部範囲からは富士山をはじめとした山々が眺望できなくなるものの、平沼付近水田③より東側の広い範囲からは富士山をはじめとした山々を現況と同様に眺望でき計画地周辺の耕作地(平沼付近水田)からの景観は維持できるものと予測する。</p> <p>また、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p> <p>したがって、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和も図られるものと予測する。</p>
3	平沼付近水田②	
4	平沼付近水田③	
5	平沼付近水田④	
6	平沼付近水田⑤	
7	桜並木の道付近	
8	伊草付近水田	<p>供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し変化が生じるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p> <p>したがって、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。</p>
9	一般国道 254 号線川島町上伊草歩道橋	<p>供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し変化が生じるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p> <p>したがって、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。</p>
10	上伊草公園	<p>供用時には、住宅等の背後に進出企業の建物の一部が可視されるのみで、大半が前面の住宅等により遮蔽される。視野に占める割合は小さいことから、本地点における眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p> <p>また、各進出企業に対して、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p>
11	越辺川道場橋	<p>供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し変化が生じるが、各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p> <p>したがって、周辺環境との調和が図られるものと予測する。</p>

表 10.11.2-1(2) 主要な眺望景観の変化の程度

No.	調査地点	眺望の変化
12	越辺川八幡橋	供用時には、視野の正面の土手や企業の建物等の建物により遮蔽され、進出企業の計画建物は視認されないことから、本地点における眺望景観の変化はないものと予測する。
13	かわじま公園	供用時には、視野の正面の樹林や企業の建物等の建物により遮蔽され、進出企業の計画建物は視認されないことから、本地点における眺望景観の変化はないものと予測する。
14	吹塚付近水田	<p>供用時には、高速道路等の背後に進出企業の建物の一部が可視されるのみで、大半が前面の高速道路等により遮蔽される。視野に占める割合は小さいことから、本地点における眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p> <p>また、各進出企業に対して、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p>

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

表 10.11.2-1(1) 主要な眺望景観の変化の程度

No.	調査地点	眺望の変化
1	川島町役場防災展望室	<p>供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現するが、視野に占める割合は小さく、スカイラインへの影響や周辺の山々及び富士山の眺望状況の変化はなく、本地点における眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p> <p>また、各進出企業に対して、<u>景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</u></p>
2	平沼付近水田①	<p>供用時には、計画地に最も近い東側約 105m の平沼付近水田①、東側約 340m の平沼付近水田②、東側約 265m の平沼付近水田③については、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し富士山をはじめとした山々が眺望できなくなる。</p>
3	平沼付近水田②	<p>そのため、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、<u>圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。</u>また、<u>周辺民家等の距離への配慮や地域景観の変化を踏まえ、建物設計の際には、景観に配慮し、制限高さに限らず、可能な限り高さを抑えることや圧迫感等を抑える建物形状、配置等を検討するよう働きかけていく。</u></p>
4	平沼付近水田③	<p>これにより、<u>建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和も図られるものと予測する。</u></p>
5	平沼付近水田④	<p>供用時には、計画地東側約 580～635m の平沼付近水田④～⑤については、<u>供用前と同様に富士山を眺望でき、周辺の山々についても計画建物の背後等に部分的に眺望できる。</u></p> <p>そのため、<u>平沼付近水田地域としては、一部範囲からは富士山をはじめとした山々が眺望できなくなるものの、平沼付近水田③より東側の広い範囲からは富士山をはじめとした山々を現況と同様に眺望でき計画地周辺の耕作地(平沼付近水田)からの景観は維持できるものと予測する。</u></p>
6	平沼付近水田⑤	<p>また、各進出企業に対して、<u>景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</u></p> <p>したがって、<u>建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和も図られるものと予測する。</u></p>
7	桜並木の道付近	<p>供用時には、地点周辺の草木等の背後に進出企業の建物の一部が可視されるのみで、大半が前面の草木等により遮蔽される。視野に占める割合は小さいことから、本地点における眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p> <p>また、各進出企業に対して、<u>景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</u></p>
8	伊草付近水田	<p>供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し変化が生じるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、<u>圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</u></p> <p>したがって、<u>建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。</u></p>
9	一般国道 254 号線川島町上伊草歩道橋	<p>供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し変化が生じるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、<u>圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</u></p> <p>したがって、<u>建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。</u></p>
10	上伊草公園	<p>供用時には、住宅等の背後に進出企業の建物の一部が可視されるのみで、大半が前面の住宅等により遮蔽される。視野に占める割合は小さいことから、本地点における眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p> <p>また、各進出企業に対して、<u>景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</u></p>

表 10.11.2-1(2) 主要な眺望景観の変化の程度

No.	調査地点	眺望の変化
11	越辺川道場橋	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し変化が生じるが、各進出企業に対して、 <u>景観形成基準の遵守</u> や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。したがって、周辺環境との調和が図られるものと予測する。
12	越辺川八幡橋	供用時には、視野の正面の土手や企業の建物等の建物により遮蔽され、進出企業の計画建物は視認されないことから、本地点における眺望景観の変化はないものと予測する。
13	かわじま公園	供用時には、視野の正面の樹林や企業の建物等の建物により遮蔽され、進出企業の計画建物は視認されないことから、本地点における眺望景観の変化はないものと予測する。
14	吹塚付近水田	供用時には、高速道路等の背後に進出企業の建物の一部が可視されるのみで、大半が前面の高速道路等により遮蔽される。視野に占める割合は小さいことから、本地点における眺望景観の変化は小さいものと予測する。 また、各進出企業に対して、 <u>景観形成基準の遵守</u> や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。

【変更箇所】

準備書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見等を踏まえ、予測地点における眺望の変化について、予測地点別に整理及び文言を修正した。

別紙 15 第 10 章 10.11 景観 10.11.3 評価

【準備書の内容】

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

造成地・施設の存在に伴う景観資源及び主要な眺望景観については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。

- ・ 景観への影響が低減されるよう「川島インターチェンジ南側地区地区計画」の中で、建築物等の高さ及び最低壁面位置の制限等について規定を定める。
- ・ 供用後の進出企業に対して周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。

したがって、本事業の実施に伴う主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているものと評価する。

② 基準、目標等との整合の観点

供用時の景観は、特に東側及び南側の地点においては直近であるため計画建物が出現する等、一部、景観眺望に変化が生じる地点があるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対し、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導することにより建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。

したがって、本事業の実施に伴う景観の予測結果は、表 10.11.3-1 に示す整合を図るべき基準等との整合は図られているものと評価する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

造成地・施設の存在に伴う景観資源及び主要な眺望景観については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。

- ・ 景観への影響が低減されるよう「川島インターチェンジ南側地区地区計画」の中で、建築物等の高さ及び壁面の位置の制限等について規定を定める。
- ・ 供用後の進出企業に対し、埼玉県の景観計画における景観形成基準を遵守するよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して周辺民家等との距離への配慮や地域景観の変化を踏まえ、建物設計の際には、景観に配慮し、制限高さに限らず、可能な限り高さを抑えることや圧迫感等を抑える建物形状、配置等を検討するよう働きかけていく。

したがって、本事業の実施に伴う主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているものと評価する。

② 基準、目標等との整合の観点

供用時の景観は、特に東側及び南側の地点においては直近であるため計画建物が出現する等、一部、景観眺望に変化が生じる地点があるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導することにより建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。

したがって、本事業の実施に伴う景観の予測結果は、表 10.11.3-1 に示す整合を図るべき基準等との整合は図られているものと評価する。

【変更箇所】

準備書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見及び知事の意見等を踏まえ、環境保全のための措置の文言の修正、進出企業に対し、埼玉県の景観計画における景観形成基準を順守するよう指導する旨及び供用後の進出企業に対して周辺民家等との距離への配慮や地域景観の変化を踏まえ、可能な限り高さを抑えることや圧迫感等を抑えることを検討するよう働きかけていく旨を追記した。

別紙 16 第 10 章 10.13 日照阻害 10.13.2 予 測

【準備書の内容】

⑤ 予測条件

予測条件は、表 10.13.2-1 に示すとおりである。

表 10.13.2-1 日影の予測条件

項 目	条 件
建築物の位置、形状	「図 2-4 建物配置計画図」参照
建築物の高さ	建物①:25m 建物④:25m 建物②:30m 建物⑤:30m 建物③:30m 建物⑥:30m
日影測定水平面の高さ	地盤面から+4m の高さ
予測の時期	供用時の春分、夏至、秋分及び冬至の日
予測の時間帯	真太陽時の 8～16 時
予測に用いた緯度、経度	北緯 35° 58′ 50

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

⑤ 予測条件

予測条件は、表 10.13.2-1 に示すとおりである。

表 10.13.2-1 日影の予測条件

項 目	条 件
建築物の位置、形状	「図 2-4 建物配置計画図」参照
建築物の高さ	建物①:25m <u>建物④:30m</u> 建物②:30m 建物⑤:30m <u>建物③:25m</u>
日影測定水平面の高さ	地盤面から+4m の高さ
予測の時期	供用時の春分、夏至、秋分及び冬至の日
予測の時間帯	真太陽時の 8～16 時
予測に用いた緯度、経度	北緯 35° 58′ 50

【変更箇所】

建築物の高さの表記について、記載に誤りがあったため修正した。

別紙 17 第 10 章 10.13 日照阻害 10.13.3 評価

【準備書の内容】

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

施設の存在に伴う日照阻害については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。

- ・ 日影による住居への影響が低減されるよう、各進出企業に対し、建物高さや壁面位置等について検討するよう指導する。

したがって、本事業の実施に伴う日照阻害への影響は実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると考える。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 評価結果

① 回避・低減の観点

施設の存在に伴う日照阻害については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。

- ・ 「川島インターチェンジ南側地区地区計画」の中で、建築物等の高さ及び壁面の位置の制限等について規定を定める。
- ・ 供用後の進出企業に対して周辺民家等との距離を踏まえ、建物設計の際には、日照への影響に配慮し、制限高さに限らず、可能な限り高さを抑えることや圧迫感等を抑える建物形状、配置等を検討するよう働きかけていく。

したがって、本事業の実施に伴う日照阻害への影響は実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されていると考える。

【変更箇所】

準備書より環境保全のための措置の内容の充実をはかるため、「川島インターチェンジ南側地区地区計画」の中で、建築物等の高さ及び壁面の位置の制限等について規定を定める旨及び供用後の進出企業に対して周辺民家等との距離への配慮を踏まえ、可能な限り高さを抑えることや圧迫感等を抑えることを検討するよう働きかけていく旨を追記した。

別紙 18 第 10 章 10.14 廃棄物等 10.14.1 予 測

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

⑤ 予測条件

表 10.14.1-4 品目別・処理方法別の排出割合

単位：％

種 類	処理方法	場内外 利用	専ら物 売却	再資源化 施設	中間処理 施設	最終 処分場	合 計
分別 廃棄物	コンクリート塊	0.00	0.00	12.29	24.11	0.00	36.40
	アスファルト・コンクリート塊		0.00	4.94	6.71	0.00	11.64
	廃プラスチック類		0.00	0.09	12.17	0.00	12.26
	木くず		0.00	5.59	8.33	0.00	13.92
	石膏ボード		0.00	7.49	5.59	0.00	13.09
	金属くず		6.46	0.01	1.33	0.00	7.80
	紙くず		0.31	1.74	2.84	0.00	4.89
	計		0.00	6.77	32.16	61.07	0.00
混合廃棄物		0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	100.0

注) 1. 分別廃棄物の排出割合は、出典資料の「品目別排出施設・排出量」の 2020 年度の結果より設定した。混合廃棄物の排出割合は、同資料の記載に基づき設定した。なお、場内外利用は分別廃棄物の項目全体の値であるため、分別廃棄物別の合計には計上していない。
 2. 中間処理施設における再資源化率及び最終処分率は不明のため、ここでは考慮していない。
 3. 四捨五入の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。
 出典：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書(2022 年度データ)」(令和 6 年 3 月、社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物専門部会)

⑥ 予測結果

進出企業の建築工事に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物排出抑制の状況の予測結果は、表 10.14.1-5 に示すとおりである。

進出企業の建築工事に伴う廃棄物の総発生量は 11,032t、このうち分別廃棄物は 8,753t、混合廃棄物は 2,279t と予測した。最も発生量の多かった分別廃棄物はコンクリート塊(3,186t)であった。

全体の再資源化量は 3,407t、再資源化率は 30.9% であった。また、分別廃棄物全体の再資源化率は 38.9%、混合廃棄物は 0.0% であった。

なお、特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源化率は、各々、33.8%、42.4%、40.1% であった。

表 10.14.1-5 進出企業の建設工事に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量等

廃棄物の種類	発生量 (t)	再資源化量(t)				再資源 化率 (%)	中間 処理量 (t)	最終 処分量 (t)
		場内外 利用	専ら物 売却等	再資源化 施設	計			
分別 廃棄物	コンクリート塊	0	0	1,076	1,076	33.8	2,110	0
	アスファルト・ コンクリート塊		0	432	432	42.4	587	0
	廃プラスチック類		0	8	8	0.7	1,065	0
	木くず		0	489	489	40.1	729	0
	石膏ボード		0	656	656	57.3	489	0
	金属くず		565	1	566	82.9	117	0
	紙くず		27	153	180	42.1	248	0
	計		8,753	0	592	2,815	3,407	38.9
混合廃棄物	2,279	0	0	0	0	0	2,279	0
総計	11,032	0	592	2,815	3,407	30.9	7,624	0

注) 1. 中間処理施設における再資源化率が不明のため、中間処理における再資源化量は反映していない。
 2. 各廃棄物の再資源化率 = 各廃棄物の再資源化量の計 / 各廃棄物の発生量 × 100
 3. 端数処理の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

⑤ 予測条件

ア. 産業廃棄物等の状況

表 10.14.1-6 業種別予定製品出荷額等

業種	敷地面積 (ha)	業種別 製品出荷額等原単位 (百万円/ha)	業種別 予定製品出荷額等 (十億円)
鉄鋼業※	22.79	1,158.62	26.41

- 注) 1. 敷地面積は、企業用地の全区画の合計の値。
 2. 業種別製品出荷額原単位は、「2023年工業統計表 産業別統計表」(令和6年7月26日公表・掲載経済産業省大臣官房調査統計グループ)の業種別製品出荷額と敷地面積から設定した。
 3. ※: 進出企業の業種は未定のため、事業計画をもとに計画地に進出する可能性のある製造業のうち、「令和5年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和3年度実績」(令和6年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)の全国共通原単位から廃棄物排出量が最も多くなる「鉄鋼業」を選定した。

表 10.14.1-7 業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位

単位: t/十億円

業種	廃棄物の種類												
	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類
鉄鋼業	6.35	91.09	9.23	18.88	1.78	3.86	1.38	0.00	103.00	12.90	466.14	14.26	199.68

出典:「令和5年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和3年度実績」(令和6年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

⑥ 予測結果

ア. 産業廃棄物等の状況

施設の稼働に伴う産業廃棄物の種類別・処理方法別排出量は表 10.14.1-12 に示すとおりである。

施設の稼働に伴う産業廃棄物の総排出量は 24,524t/年で、種類別では、鉱さいが 12,311t/年と最も多く、次いでばいじんが 5,274t/年と予測した。

全体の再生利用量は 19,582t/年、再生利用率は 79.8%、減量化量は 3,427t/年、最終処分量は 1,493t/年と予測した。

表 10.14.1-12 種類別・処理方法別産業廃棄物排出量

廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず	ガラスくず、コンクリート及び	鉱さい	がれき類	ばいじん	計
再生利用量 (t/年)	122	168	110	150	9	63	31	0	2,611	269	11,203	362	4,483	19,582	
減量化量 (t/年)	10	2,213	129	344	37	22	4	0	27	20	246	4	369	3,427	
最終処分量 (t/年)	35	24	5	10	1	16	1	0	54	51	862	11	422	1,493	
総排出量 (t/年)	168	2,406	244	499	47	102	37	0	2,720	341	12,311	377	5,274	24,524	
再生利用率 (%)															79.8
減量化率 (%)															14.0
最終処分率 (%)															6.1

注)1. 端数処理の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

2. 廃棄物の再生利用率の合計＝廃棄物の再生利用量の合計/廃棄物の排出量の合計×100

3. 廃棄物の減量化率の合計＝廃棄物の減量化量の合計/廃棄物の排出量の合計×100

4. 廃棄物の最終処分率の合計＝廃棄物の最終処分量の合計/廃棄物の排出量の合計×100

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

⑤ 予測条件

表 10.14.1-4 品目別・処理方法別排出割合

		単位：%			
種類		排出率	再資源化率	縮減率	最終処分量
分別 廃棄物	コンクリート塊	36.4	99.3	0.0	0.6
	アスファルト・コンクリート塊	11.6	99.5	0.0	0.5
	廃プラスチック類	12.3	84.1	7.3	8.5
	木くず	13.9	89.2	5.2	5.6
	石膏ボード	13.1	84.1	7.3	8.5
	金属くず	7.8	84.1	7.3	8.5
	紙くず	4.9	84.1	7.3	8.5
混合廃棄物	-	57.1	0.7	41.8	

注) 1. 分別廃棄物の排出割合は、出典資料①の「品目別排出施設・排出量」の2022年度の結果より設定した。
2. 再資源化率、縮減率、最終処分量は、出典資料②の「建設廃棄物の品目別再資源率等」の平成24年度の結果より設定した。

出典：①「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書(2022年度データ)」(令和6年3月、社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物専門部会)

②「平成24年度建設副産物実態調査結果について」(平成26年3月27日、国土交通省総合政策局)

⑥ 予測結果

進出企業の建築工事に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物排出抑制の状況の予測結果は、表 10.14.1-5 に示すとおりである。

進出企業の建築工事に伴う廃棄物の総発生量は11,032t、このうち分別廃棄物は8,753t、混合廃棄物は2,279tと予測した。最も発生量の多かった分別廃棄物はコンクリート塊(3,186t)であった。

全体の再資源化及び縮減量は9,686t、再資源・縮減化率は87.8%であった。また、分別廃棄物全体の再資源・縮減化率は95.6%、混合廃棄物は58.0%であった。

なお、特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずの再資源・縮減化率は、各々、99.3%、99.5%、94.3%であった。

表 10.14.1-5 進出企業の建設工事に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量等

廃棄物の種類	発生量(t)	再資源化及び縮減量(t)			再資源・縮減化率(%)	最終処分量(t)
		再資源化量	縮減量	計		
分別 廃棄物	コンクリート塊	3,186	3,164	0	99.3	22
	アスファルト・コンクリート塊	1,019	1,014	0	99.5	5
	廃プラスチック類	1,073	902	78	91.3	93
	木くず	1,218	1,086	63	94.3	69
	石膏ボード	1,145	963	84	91.4	98
	金属くず	683	574	50	91.4	59
	紙くず	428	360	31	91.4	37
	計	8,753	8,063	306	95.6	383
混合廃棄物	2,279	1,301	16	58.0	962	
総計	11,032	9,364	322	87.8	1,345	

注) 1. 各廃棄物の再資源・縮減化率=各廃棄物の再資源化量の計/各廃棄物の発生量×100

2. 端数処理の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、品目別・処理方法別排出割合について、最終処分量を考慮し、出典を変更した。また、それに伴い予測結果を修正した。

(2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

⑤ 予測条件

ア. 産業廃棄物等の状況

表 10.14.1-6 業種別予定製品出荷額等

業種	敷地面積 (ha)	業種別 製品出荷額等原単位 (百万円/ha)	業種別 予定製品出荷額等 (十億円)
製造業平均※	22.79	1981.86	45.17

- 注) 1. 敷地面積は、企業用地の全区画の合計の値。
 2. 業種別製品出荷額原単位は、「2023年工業統計表 産業別統計表」(令和6年7月26日公表・掲載経済産業省大臣官房調査統計グループ)の業種別製品出荷額と敷地面積から設定した。
 3. ※: 業種別予定製品出荷額等は、計画地に進出企業の業種は未定であり、用途地域が工業地域に変更されることから、「令和5年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書令和3年度実績」(令和6年3月、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)の全国共通原単位から進出可能な製造業の平均値を選定した。

表 10.14.1-7 業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位

単位: t/十億円

業種	廃棄物の種類												
	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類
製造業平均	2.22	59.69	4.38	7.35	4.09	14.76	14.03	0.13	7.29	20.87	24.66	7.63	11.22

出典: 「令和5年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和3年度実績」(令和6年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)

⑥ 予測結果

ア. 産業廃棄物等の状況

施設の稼働に伴う産業廃棄物の種類別・処理方法別排出量は表 10.14.1-12 に示すとおりである。

施設の稼働に伴う産業廃棄物の総排出量は 8,055t/年 で、種類別では、汚泥が 2,696t/年 と最も多く、次いで鉱さいが 1,114t/年 と予測した。

全体の再生利用量は 4,286t/年、再生利用率は 53.2%、減量化量は 3,303t/年、最終処分量は 466t/年 と予測した。

表 10.14.1-12 種類別・処理方法別産業廃棄物排出量

廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ゴムくず	金属くず	陶磁器くず	ガラスくず、コンクリート及び	鉱さい	がれき類	ばいじん	計
再生利用量 (t/年)	73	189	89	100	37	413	545	4	316	745	1,013	331	431	431	4,286
減量化量 (t/年)	6	2,481	105	229	144	147	70	1	3	57	22	3	35	35	3,303
最終処分量 (t/年)	21	27	4	7	4	107	19	1	7	141	78	10	41	41	466
総排出量 (t/年)	100	2,696	198	332	185	667	634	6	329	943	1,114	345	507	507	8,055
再生利用率 (%)															53.2
減量化率 (%)															41.0
最終処分量 (%)															5.8

- 注)1. 端数処理の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。
 2. 廃棄物の再生利用率の合計＝廃棄物の再生利用量の合計/廃棄物の排出量の合計×100
 3. 廃棄物の減量化率の合計＝廃棄物の減量化量の合計/廃棄物の排出量の合計×100
 4. 廃棄物の最終処分量の合計＝廃棄物の最終処分量の合計/廃棄物の排出量の合計×100

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、業種を「鉄鋼業」から「製造業平均」に変更した。また、それに伴い予測結果を修正した。

別紙 19 第 10 章 10.14 廃棄物等 10.14.2 評価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

② 評価結果

イ. 基準、目標等との整合の観点

進出企業の建築工事に伴う廃棄物の総排出量は 11,032t で、全体の再資源化率は 30.9% と予測した。また、廃棄物削減の観点から、造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

したがって、造成等の工事に伴う廃棄物の予測結果は、表 10.14.2-1 に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。

(2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

② 評価結果

イ. 基準、目標等との整合の観点

本事業においては、施設の稼働に伴う産業廃棄物の総排出量は 24,524t/年、再生利用率は 79.8%、事業系一般廃棄物の総排出量は 202.2t/年と予測された。

また、廃棄物削減の観点から、施設の稼働に伴う廃棄物については、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導する。

したがって、施設の稼働に伴う廃棄物の予測結果は、表 10.14.2-2 に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

② 評価結果

イ. 基準、目標等との整合の観点

進出企業の建築工事に伴う廃棄物の総排出量は 11,032t で、全体の再資源・縮減化率は 87.8% と予測した。また、廃棄物削減の観点から、造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

したがって、造成等の工事に伴う廃棄物の予測結果は、表 10.14.2-1 に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。

(2) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

② 評価結果

イ. 基準、目標等との整合の観点

本事業においては、施設の稼働に伴う産業廃棄物の総排出量は 8,055t/年、再生利用率は 53.2%、事業系一般廃棄物の総排出量は 202.2t/年と予測された。

また、廃棄物削減の観点から、施設の稼働に伴う廃棄物については、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導する。

したがって、施設の稼働に伴う廃棄物の予測結果は、表 10.14.2-2 に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているものと評価する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、予測条件及び予測結果を修正したことに伴い評価結果も修正した。

別紙 20 第 10 章 10.15 温室効果ガス等 10.15.2 評 価

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(1) 工事中における温室効果ガス等の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

(ア) 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガス等の影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。

(2) 供用時における温室効果ガス等の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

(ア) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響

- ・ 供用後の進出企業に対して、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。
- ・ 計画地内に緑地を配置し、二酸化炭素の吸収に努める。
- ・ 供用後の進出企業に対して、積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう指導する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(1) 工事中における温室効果ガス等の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

(ア) 建設機械の稼働及び造成等の工事に伴う温室効果ガス等の影響

- ・ 建設機械のアイドリングストップを徹底する。
- ・ 計画的かつ効率的な工事計画を検討し、建設機械の集中稼働を避ける。
- ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械の使用に努める。
- ・ 建設機械の整備、点検を徹底する。
- ・ 工事中は、国の排出削減目標(NDC)や、埼玉県のカarbonニュートラル宣言等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう要請する。

(2) 供用時における温室効果ガス等の影響

② 評価結果

ア. 回避・低減の観点

(ア) 施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響

- ・ 供用後の進出企業に対して、各種法令、ガイドライン等に基づき適正に対策を施し、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する。
- ・ 計画地内に緑地を配置し、二酸化炭素の吸収に努める。
- ・ 供用後の進出企業に対して、積極的な緑化を促し、二酸化炭素の吸収に努めるよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して、可能な限り太陽光などの自然エネルギーの利用促進やグリーン電力購入に努めるよう指導する。

【変更箇所】

準備書に対する知事意見を踏まえ、国の排出削減目標(NDC)等との整合が図られるよう、温室効果ガスの排出を抑制し造成工事を行うよう要請する旨及び各進出企業に対し再生可能エネルギーの利用促進やグリーン電力購入等に努めるよう指導する旨を追記した。

別紙 21 第 11 章 11.3 代償措置の実施計画

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(2) 公園の配置の検討

現況にみられる耕作地環境を踏まえ、計画地外の東側の農地との連続性を踏まえた動植物の生息、生育環境の確保に配慮して、公園を配置し、周辺環境とのネットワークの形成を図り、各種生物の生育、生息環境の保全を図っていく。

(4) 保全すべき動物、植物種の移設・移植

改変区域内に生育する保全すべき植物種については、移植後の活着の可能性等を踏まえ種を選定し、公園に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(2) 公園の配置の検討

現況にみられる耕作地環境を踏まえ、計画地外の東側の農地との連続性を踏まえた動植物の生息、生育環境の確保に配慮して、公園を配置し、周辺環境とのネットワークの形成を図り、各種生物の生育、生息環境の保全を図っていく。

動植物の生息・生態系への影響に配慮し、公園整備の際にはネイチャーポジティブや地域環境の持続可能性を考慮し、緑地の創生に加えて、可能な限りこの地域本来の湿地環境の代償となるよう、維持管理に努める。

(4) 保全すべき動物、植物種の移設・移植

改変区域内に生育する保全すべき植物種の代償措置については、専門家等からの助言のもと移植後の活着の可能性等を踏まえ種を選定し、公園に創出する湿地環境へ移植を可能な限り実施する。

【変更箇所】

準備書に対する知事の意見を踏まえ、公園及び湿地環境の維持管理について追記した。また、専門家等からの助言のもと移植を行う旨を記載した。

別紙 22 第 13 章 13.2 調査方法等

【準備書の内容】変更に係る事項のみ記載

(3) 植 物

② 調査方法

植物の状況の調査は、現地踏査により移植個体(保全すべき種)の生育状況を確認する。

環境保全措置の実施状況については、公園の現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

【評価書の内容】※アンダーラインは変更箇所を示す

(3) 植 物

② 調査方法

移植前に改変区域内に生育する保全すべき植物種について現地踏査により確認を行い、専門家等からの助言を受けながら、移植後の活着の可能性等を踏まえて種を選定及び必要な対策(あらかじめ埋土種子の適切な保管を行う等)を検討する。

また、植物の状況の調査は、現地踏査により移植個体(保全すべき種)の生育状況を確認する。

環境保全措置の実施状況については、公園の現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

【変更箇所】

準備書に対する知事の意見を踏まえ、植物の確認状況に応じて必要な対策を検討する旨を追記した。

指令環政第1203号

川島町

令和8年2月16日付けで申請のあった川越都市計画事業（仮称）川島インターチェンジ南側地区土地区画整理事業に係る準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、準備書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和8年3月5日

埼玉県知事 大野 元 裕

